

(平成22年5月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
厚生年金関係	11 件

長崎厚生年金 事案 556 (事案 68 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和20年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、19年10月及び同年11月は90円、同年12月から20年3月までの期間は100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月22日から20年4月1日まで

私は、昭和19年6月から20年3月末までの期間において、A社に継続して勤務していたが、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成20年9月に年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

しかし、私は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、厚生年金保険料控除に係る申立人の記憶が曖昧であり、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の同僚や事業主等の関係者は、既に死亡又は所在不明であり、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての証言を得ることはできなかったことなどから、既に、当委員会の決定に基づき、平成20年9月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、当初、「新たな同僚の氏名は思い出せない。」と

していたものの、その後、「新たに、当時、A社で一緒に働いていた同僚が見付かった。また、同級生が出征するときに駅に見送りに行ったことがあるので、その同級生は、私がA社に勤務していたことを覚えているかもしれない。」としているところ、申立期間を含む昭和17年6月1日から20年8月20日までの期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる当該同僚は、「申立人は、私が入社してから約2年後にA社に入社した。昭和20年3月ごろに、申立人が、『大学に合格したので4月に入学する。』と私に言って来て、4月には申立人を見掛けなくなったことを覚えている。申立人は、退社するまで継続して勤務しており、勤務内容や勤務場所に変更は無かったと思う。」としており、B大学から提出された卒業証明書により、申立人が、同年4月1日にB大学の前身であるC専門学校の理工系の学科に入学したことが確認できる上、当該同級生は、「私が、紀元節（昭和20年2月11日）のころに出征した際、当時、A社に勤務していた申立人が、夜勤が終わってから見送りに来てくれたことを覚えている。」としていることから、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し、勤務形態に変更は無かったものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の昭和19年10月から20年3月までの社会保険事務所（当時）の記録から、19年10月及び同年11月は90円、同年12月から20年3月までの期間は100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業を継承したE社は、「昭和21年以前のA社の職員名簿や退職者名簿等については、保存していないため不明である。」としており、これを確認することはできず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年1月1日に訂正するとともに、B社における資格喪失日に係る記録を42年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、39年11月及び同年12月並びに40年6月及び同年7月は1万8,000円、同年8月から41年12月までの期間は2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められるとともに、事業主は、申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月9日から40年1月1日まで
② 昭和40年6月19日から42年1月1日まで

私は、昭和38年12月にB社に入社し、少なくとも41年12月末までは継続して勤務し、製品製造や商品の仕入れを行っていたが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いとのことであった。

申立期間において、B社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和38年12月にB社に入社した。」としているところ、閉鎖登記簿謄本により、B社は昭和39年7月23日に設立されていることが確認できる上、オンライン記録により、B社は40年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において、B社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認で

きるものの、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、当時、適用事業所であったA社において、厚生年金保険被保険者資格を38年12月5日に取得していることが確認できることから、申立人は、同年12月にA社に入社したものと推認される。

また、申立期間①当時、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる3人（申立人が覚えている同僚1人を含む。）は、申立人が、申立期間①において、A社に継続して勤務し、かつ、業務内容及び勤務形態に変更は無かったことを証言している上、これら3人は、いずれも申立期間①において、A社に係る被保険者記録が継続しているほか、3人のうちの経理及び社会保険の事務を担当していたとする者は、「申立期間①において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」と証言している。

さらに、オンライン記録により、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和40年1月1日時点で、B社に係る被保険者資格を取得している10人（申立人を含む。昭和40年1月1日以降に遡及して同日付けで被保険者資格を取得した1人を除く。）のうち、申立人を除く9人は、同日までA社に係る被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年10月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡しており、これを確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

申立期間②については、前述のとおり、申立人は、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和40年1月1日にB社に係る被保険者資格を取得していることが確認できるところ、前述のA社の経理及び社会保険の事務を担当していたとする者は、「A社とB社は事実上同じ会社であり、私は両方の会社の経理及び社会保険事務を担当していた。申立人は、申立期間②においても継続して勤務しており、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」と証言している上、その者は、申立期間②にお

いて、A社に係る被保険者記録が継続していることが確認できるほか、オンライン記録により、B社に係る被保険者資格を41年8月10日に取得していることが確認できる者は、「私が入社したとき、申立人は既に勤務しており、製品製造や商品の仕入れをしていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和40年5月の標準報酬月額及び同僚のB社における同年6月から41年12月までの社会保険事務所の記録から、40年6月及び同年7月は1万8,000円、同年8月から41年12月までの期間は2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡しており、これを確認することはできないが、申立期間②において行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や申立てどおりの資格喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年6月から41年12月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月1日から37年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を36年12月1日に、資格喪失日に係る記録を37年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、36年12月から37年9月までの期間は7,000円、同年10月及び同年11月は1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から38年2月まで

私は、昭和36年11月ごろにA社に採用され、38年2月ごろまで勤務していた。私の妻もほぼ同じ時期に採用されたことを覚えている。

社会保険庁（当時）の記録では、私のA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないが、当時、A社の経理事務を担当していた方が、私の在職を証明してくれると思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和36年12月1日から37年12月1日までの期間については、申立人は、「それまで勤務していた会社を辞めた直後に、A社の面接を受けた。入社してからすぐに社長宅でクリスマス会があったことを覚えている。また、事故を起こして死亡した同僚の遺体の身元を確認するために病院に出向いたこともあった。」としているところ、i) オンライン記録上、申立人が申立期間直前に勤務していた事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、36年10月30日であることが確認できること、ii) 申立期間及びその前後の期間において、A社に係る厚生年

金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取することができた 17 人のうちの 3 人が、申立期間当時、当該事業所では社長宅で忘年会が開催されていたことを証言しており、このうちの 1 人（A 社における経理及び社会保険事務を担当していた者。被保険者期間は、昭和 31 年 10 月 1 日から 47 年 12 月 21 日まで）は、「私は、昭和 36 年*月に結婚したが、その年に申立人は入社したと思う。また、申立人夫婦は、その年に社長宅で開催された忘年会に出席していたと思う。」としている上、別の 2 人が、それぞれ「私は、昭和 35 年ごろに入社したが、申立人は、私の 1 年ほど後に入社したと思う。」、「私が所持している年金手帳により、私は、昭和 36 年 5 月 28 日に A 社における被保険者資格を取得していることが確認できるが、私よりも後に、現在の申立人の妻が入社し、申立人もその妻とほぼ同じ時期に入社したと思う。」としており、申立人は、社長宅で開催された忘年会をクリスマス会と勘違いしている可能性を否定できないものの、同年に開催された忘年会に出席していた可能性がうかがえること、iii) 前述の 17 人のうち、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、37 年 4 月 29 日に当該事業所に係る被保険者資格を取得していることが確認できる者は、「私が A 社に勤務していたときに同僚の死亡事故が起こったが、その時点では、申立人は在籍していたと思う。」としているところ、当該事業所に係る当該同僚の被保険者原票を見ると、当該同僚は、同年 11 月*日に被保険者資格を死亡喪失していることが確認できることから、申立人は、少なくとも当該期間において、当該事業所に勤務していたものと推認される。

また、前述の A 社における経理及び社会保険事務を担当していた者は、「私が入社してからは従業員を厚生年金保険に加入させており、申立人が勤務している間は、給与から厚生年金保険料を控除していたはずである。」と証言している上、申立人及び同僚は、「当時、A 社には 20 人前後の従業員が勤務していた。」としているところ、オンライン記録上、申立期間における当該事業所の被保険者数は 14 人から 19 人までの間で推移しており、従業員数と被保険者数はおおむね一致していることから、申立期間当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 12 月 1 日から 37 年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚の A 社における昭和 36 年 12 月から 37 年 11 月までの社会保険事務所（当時）の記録から、36 年 12 月から 37 年 9 月までの期間は 7,000 円、同年 10 月及び同年 11 月は 1 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述の経理及び社会保険事務を担当していた者は、「1か月以上勤務していた者については、厚生年金保険の加入手続を行っており、保険料も納付しているはずである。」とし、B社は、「当社は、A社に係る事業を継承しているが、当時の書類については保管していないので、申立てどおりの届出、保険料控除、保険料納付を行ったかどうかについては確認できる資料は無い。しかし、当時の経理担当者も厚生年金保険料は適切に納付していたとしており、申立期間において、申立人の被保険者記録が確認できないのは社会保険事務所における事務の誤りによるものだと考える。」としているが、当該期間において行われるべき事業主による資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年12月から37年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和36年11月から同年12月1日までの期間及び37年12月1日から38年2月までの期間については、申立人は、A社に入社した時期及び退社した時期を明確には覚えておらず、当該期間において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者（前述の同僚及び経理事務担当者を含む。）に事情を聴取しても、当該期間において、申立人が当該事業所に勤務していたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、当該期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和36年11月から同年12月1日までの期間及び37年12月1日から38年2月までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月1日から37年9月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を36年12月1日に、資格喪失日に係る記録を37年9月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から37年10月まで

私は、昭和36年11月ごろにA社に採用され、1年間程度、勤務していた。私の夫もほぼ同じ時期に採用されたことを覚えている。

社会保険庁（当時）の記録では、私のA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないが、当時、A社の経理事務を担当していた方が、私の在職を証明してくれると思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和36年12月1日から37年9月5日までの期間については、申立人は、「入社した日及び退職した日については、明確には覚えていないが、入社してからすぐに社長宅でクリスマス会があったことを覚えている。」としているところ、申立期間及びその前後の期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取することができた17人のうちの3人が、申立期間当時、当該事業所では社長宅で忘年会が開催されていたことを証言しており、このうちの1人（A社における経理及び社会保険事務を担当していた者。被保険者期間は、昭和31年10月1日から47年12月21日まで）は、「私は、昭和36年*月に結婚したが、その年に申立人は入社したと思う。また、申立人夫婦は、

その年に社長宅で開催された忘年会に出席していたと思う。」としている上、別の2人が、それぞれ「私は、昭和35年ごろ入社したが、申立人は、私の1年ほど後に入社したと思う。」、「私が所持している年金手帳により、私は、昭和36年5月28日にA社における被保険者資格を取得していることが確認できるが、私よりも後に申立人が入社したと思う。」としており、申立人は、社長宅で開催された忘年会をクリスマス会と勘違いしている可能性を否定できないものの、36年に開催された忘年会に出席していた可能性がうかがえるほか、前述の2人のうち、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を37年9月5日に喪失していることが確認できる者は、「私は、当時、申立人と同じ仕事を担当していたが、私が退職したとき、申立人は、勤務していたと思う。」としていることから、申立人は、少なくとも当該期間において、当該事業所に勤務していたものと推認される。

また、前述のA社における経理及び社会保険事務を担当していた者は、「私が入社してからは従業員を厚生年金保険に加入させており、申立人が勤務している間は、給与から厚生年金保険料を控除していたはずである。」と証言している上、申立人及び同僚は、「当時、A社には20人前後の従業員が勤務していた。」としているところ、オンライン記録上、申立期間における当該事業所の被保険者数は14人から19人までの間で推移しており、従業員数と被保険者数はおおむね一致していることから、申立期間当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月1日から37年9月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚のA社における昭和36年12月から37年8月までの社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述の経理及び社会保険事務を担当していた者は、「1か月以上勤務していた者については、厚生年金保険の加入手続を行っており、保険料も納付しているはずである。」とし、B社は、「当社は、A社に係る事業を継承しているが、当時の書類については保管していないので、申立てどおりの届出、保険料控除、保険料納付を行ったかどうかについては確認できる資料は無い。しかし、当時の経理担当者も厚生年金保険料は適切に納付していたとしており、申立期間において、申立人の被保険者記録が確認できないのは社会保険事務所における事務の誤りによるものだと考え

る。」としているが、当該期間において行われるべき事業主による資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 12 月から 37 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 36 年 11 月から同年 12 月 1 日までの期間及び 37 年 9 月 5 日から同年 10 月までの期間については、申立人は、A 社に入社した時期及び退社した時期を明確には覚えておらず、当該期間において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者（前述の同僚及び経理事務担当者を含む。）に事情を聴取しても、当該期間において、申立人が当該事業所に勤務していたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、当該期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 36 年 11 月から同年 12 月 1 日までの期間及び 37 年 9 月 5 日から同年 10 月までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和51年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年1月31日から同年3月1日まで

私は、昭和49年4月にA社B支社に入社し、51年3月にA社C本社に転勤したが、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社B支社に係る資格喪失日が同年1月31日、A社C本社に係る資格取得日が同年3月1日となっていることが分かった。

しかし、A社B支社を退職し、改めてA社C本社に入社した覚えはなく、昭和51年2月末まではA社B支社に継続して勤務していた。

申立期間において、A社B支社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立期間当時の同僚の証言により、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し(昭和51年3月1日にA社B支社からA社C本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支社における昭和50年12月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、A社の清算事務局は、「申立期間当時の賃金台帳や源泉徴収簿等は残っていないため不明である。」としており、これを確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月1日から28年5月1日まで

私は、昭和26年4月までA社に勤務していた。同年4月下旬ごろ、B社所有の船舶が係留されていた岸壁前の事務所の工事を行っていたとき、B社の社員から誘いを受け、担当役員と面談の上、同年5月1日からB社に勤務することとなり、28年11月まで勤務していた。

勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、少なくとも申立期間の一部において、A社に勤務していたことは、複数の同僚の証言から推認できる。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年5月1日であり、申立期間において当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立人が覚えている複数の同僚は、いずれも当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日が申立人と同日（昭和28年5月1日）であることが確認できる。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主の所在は不明である上、当該事業所における被保険者記録を確認できる者のうち事情を聴取できた一人（被保険者記録が昭和28年5月1日から同年11月24日まで確認できる者）は、「厚生年金保険料が給与から控除されたのは、最後の6か月間だけであり、今さら、どうして控除するのかと思ったことを覚えている。」としており、申立期間に係る厚生年金保険料の

控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間直前の昭和 26 年 2 月 24 日から同年 5 月 1 日までの期間について、C 社に係る被保険者記録が確認できるところ、申立人と同様に、28 年 5 月 1 日に B 社に係る被保険者資格を取得し、26 年 5 月 1 日以前に C 社に係る被保険者記録が確認できる複数の者についても、申立期間において、C 社に係る被保険者記録は確認できない上、C 社に係る人事記録等を引き継いだ D 社は、「B 社に係る書類は引き継いでおらず、申立人の在籍や保険料控除については分からない。」としている。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 10 日から 42 年 7 月 1 日まで

私は、A社に勤務していたとき、A社に勤務していた妻と結婚し、妻と同じ時期に退職した。その後、義兄の紹介で妻と一緒にB社に入社したが、B社に係る厚生年金保険の加入記録を見ると、妻の資格取得日は、入社日である昭和41年1月10日となっているのに、私の資格取得日は、42年7月1日となっており、申立期間に係る記録が確認できない。

私が、妻と一緒にB社に入社したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務していたとき、A社に勤務していた妻と結婚し、妻と同じ時期に退職した。その後、義兄の紹介で昭和41年1月に妻と一緒にB社に入社し、すぐにC県のD町に所在していたB社の寮に入居した。」としているところ、申立人の義兄は、申立人及びその妻をB社の担当者に紹介したことは覚えているものの、その時期については覚えておらず、申立期間及びその前後の期間において、B社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる7人（申立人が覚えている同僚1人を含む。）に事情を聴取しても、1人が申立人を覚えているものの、その者も申立人がB社に勤務していた時期までは覚えていないことから、申立人が、申立期間において、B社に勤務していたことを特定することができない。

また、戸籍謄本により、申立人の婚姻日は、昭和42年*月であることが確認できる上、戸籍の附票により、申立人は、41年*月にA社が所在していたC県E市に、同年6月に、申立人がB社の寮があったとしているC県のD町に住所を変更していることが確認できるほか、A社に係る健康

保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人は、申立期間中の同年2月26日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、B社の元事業主は、「当時の資料は保管しておらず、申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明であるが、当時、B社では、厚生年金保険の加入について、本人の意向を聞いており、加入を希望しない従業員については、厚生年金保険に加入させていなかった。当時の従業員の約半数が夫婦であったが、一方が加入しないケースも多くあった。」としている上、当時の営業事務担当者は、「従業員の出入りが激しい業界であり、従業員を雇用すると同時に厚生年金保険に加入させても、その従業員がすぐに退職すれば、被保険者資格を喪失させなければならない、事務が煩雑になるので、B社では、従業員を雇用してから3か月間又は4か月間程度は試用期間を設けて、その期間については、従業員を厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 4 月に A 社に入社し、B 丸に乗っていた。A 社は、同年 7 月ごろ、社名を C 社に変更したが、私は、次の職に就く直前の同年 8 月まで、継続して勤務していた。

A 社に係る船員保険被保険者記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、昭和 32 年 7 月 1 日から同年 8 月 8 日までの期間については、C 社に係る被保険者記録が確認できたが、申立期間の被保険者記録が確認できなかった。

申立期間において、A 社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた C 社は、D 社として昭和 32 年 6 月 15 日に船員保険を適用されているところ、D 社に係る船員保険被保険者名簿及びオンライン記録により、D 社が船員保険を適用された日に船員保険被保険者資格を取得している大部分の者が、同じ日に E 社に係る被保険者資格を喪失（E 社は、昭和 32 年 6 月 15 日に船員保険を適用されなくなっている。）していることが確認できることから、申立人が勤務していたとする A 社は、E 社として船員保険を適用されていたものと推認される。しかしながら、オンライン記録により、申立人が A 社に入社したとする同年 4 月に E 社に係る船員保険被保険者資格を取得した記録が確認できる 4 人のうちの事情を聴取することができた 1 人は、申立人を覚えていない上、D 社が船員保険を適用された同年 6 月 15 日に被保険者資格を取得している者のうちの事情を聴取することのできた複数の者は、いずれも申立人を覚えておらず、

申立人が覚えている同僚も既に死亡しているため、申立人がA社又はC社に勤務していた期間を特定することができなかった。

また、前述の申立人が覚えている同僚について、申立人は、「私がA社に勤務する前からA社に勤務していた。」としているところ、オンライン記録並びにE社及びD社に係る船員保険被保険者名簿において、当該同僚は、申立人と同様に、E社に係る被保険者記録は確認できず、申立人と同じ日（昭和32年7月1日）にD社に係る被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、船舶所有者記号払出簿（船舶所有者名簿）により、申立期間当時、A社は、E社以外にF社として船員保険を適用され、C社は、D社以外に2つの別の名称で船員保険を適用されていることが確認できるが、申立期間及びその前後の期間について、これらの船員保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は確認できない。

加えて、A社及びC社の当時の事業主は死亡又は所在不明であり、両社の元役員は、「当時、私は中学生で、その後も名前だけの役員であり、申立てどおりの届出、保険料納付、及び保険料控除を行ったかどうかについては書類も無く回答できない。」としている。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 11 月に A 社に就職し、約 3 年間、勤務していた。最初の 2 年間は、B 町（現在は、C 市）で、残りの 1 年間は、D 町（現在は、E 市）で勤務していた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が 5 か月間しか確認できず、申立期間において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が A 社を退職した後に、私の同級生が同じ会社に入社したことを覚えている。」としているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、当該同級生は、申立期間中の昭和 39 年 12 月 1 日に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該同級生も、「申立人が退職した後に入社したので、申立人と一緒には働いていないと思う。」としているほか、申立期間において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取することができた 7 人（申立人が覚えている同僚 1 人を含む。）のうちの 2 人（A 社に係る被保険者期間は、それぞれ昭和 39 年 9 月 1 日から 41 年 4 月 1 日までの期間及び 39 年 10 月 1 日から 43 年 2 月 14 日までの期間）は、いずれも「A 社では、D 町の現場で申立人と同じ業務に従事していたが、申立人のことは覚えていない。」としていることから、申立人は、当該事業所に勤務していた期間を勘違いしている可能性を否定できない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立期間当時、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、A社に係る申立期間及びその前後の期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、既に確認されている申立人の記録以外に申立人の氏名は確認できない上、申立人が、当該事業所の元請会社であったとするF社に係る申立期間及びその前後の期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年10月から27年10月1日まで
私は、昭和26年10月から27年9月まで、A市内のB港を基地とするC丸に乗船していた。

C丸を所有していた事業所名は覚えていないが、事業所の役員の一人が、頻繁に港に来ていたことを覚えている。

申立期間における船員保険の加入記録が無いことに納得できないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市内のB港を基地とするC丸に乗船していた。C丸を所有していた事業所名は覚えていないが、事業所の役員の一人が、頻繁に港に来ていたことを覚えている。」と主張しているところ、申立期間において、D社に係る船員保険被保険者記録が確認できる者は、「C丸は、D社が所有していた船舶であり、A市内のB港を基地としていた。会社から船員に連絡事項がある場合には、申立人が覚えている役員が港に来ていた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人は、D社が所有する船舶に乗っていたものと推認される。

しかし、申立人が覚えている役員は、既に死亡しており事情を聴取することができない上、申立期間において、D社に係る被保険者記録が確認できる9人（前述の証言者を含む。）に事情を聴取しても、申立人を覚えている者がおらず、申立人が、D社が所有する船舶に乗っていた期間を特定することができなかった。

また、申立人は、「私は、船団の本船であるC丸に乗っていた。」と主張しているところ、前述の9人のうちの4人は、いずれも「D社には2船

団があつたが、E丸とF丸が本船であつた。」としており、このうちの2人は、「C丸は運搬船であつたと思う。」としていることから、申立人が乗っていた船舶は本船ではなかつた可能性を否定できない上、前述の9人のうちの3人は、いずれも「船員保険には、本船の乗組員のみが加入しており、運搬船などの付属船の乗組員は加入していなかつたと思う。」としているほか、前述の9人全員が、申立期間当時、E丸又はF丸に乗船していたとしていることを踏まえると、申立期間当時、D社は、D社が所有する船舶に乗っていた船員のうち、本船に乗っていた船員を船員保険に加入させていた可能性がうかがえる。

さらに、当時の事業主及び役員は、死亡等により事情を聴取することができない上、前述の9人に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月から22年8月まで
② 昭和24年4月から25年1月まで
③ 昭和30年1月から33年11月まで

私は、申立期間①については、A社B営業所に、申立期間②については、A社C営業所に、申立期間③については、D社にそれぞれ勤務していたのに、申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間①及び②については、E社が保管している従業員台帳によりA社に勤務していたことが確認でき、申立期間③については、次女の母子手帳に記載されている保護者の職業欄に「F」と記載されており、D社に勤務していたことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、「E社が保管している従業員台帳によりA社に勤務していたことが確認できる。」としているところ、G社から提出された、E社が保管している従業員台帳の写しを見ると、「職歴」欄に申立期間①を含む昭和21年4月から23年1月までの期間及び申立期間②を含む同年1月から26年1月までの期間においてはA社に勤務していた旨が記載されているものの、オンライン記録により、申立人が、当該従業員台帳によりA社に勤務していたと主張する期間を含む22年8月4日から24年3月21日までの期間及び25年1月30日から同年8月10日までの期間において、別の事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、申立人も、別の事業所に係る被保険者記録が確認でき

る期間においては、その記録が確認できる事業所に勤務していたことを認めていることから、理由は不明であるが、当該従業員台帳には、申立人の職歴が正確には記載されていないものと考えられる。

また、申立期間①については、G社は、「当時、A社に勤務していた従業員については、当初、厚生年金保険法の適用から除外されていたが、昭和23年7月の厚生年金保険法の一部改正に伴い、24年4月1日から同法の適用を受け、厚生年金保険への加入の手続がとられた。」としていることから、申立期間①において、A社に勤務していた従業員については、厚生年金保険法の適用を受けておらず、厚生年金保険の被保険者となり得なかったことが確認できる上、申立人が覚えている申立期間①当時の同僚は既に死亡しており、事情を聴取することができなかった。

さらに、申立期間②については、申立人が覚えている複数の同僚の証言により、申立人が、少なくとも申立期間②の一部において、A社に勤務していたものと推認されるものの、これらの同僚も申立人が所属していた部署及びA社に勤務していた期間までは覚えていない上、オンライン記録及びA社に関連する厚生年金保険の適用事業所を整理した名簿において、申立人が勤務していたとするA社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、当該名簿に記載されている申立期間②当時に適用事業所であった複数の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間②及びその前後の期間において、申立人の氏名は確認できなかったほか、申立人が同じ職種としてA社に勤務していたとする同僚及び別の同僚についても、申立期間②及びその前後の期間において、被保険者記録が確認できない。

申立期間③については、申立人は、「次女の母子手帳に記載されている保護者の職業欄に『F』と記載されており、D社に勤務していたことが確認できる。」としているところ、申立人から提出された次女の母子手帳の写しを見ると、申立人が主張するとおり、申立人の氏名が記載された保護者欄の横の職業欄に「F」と記載されており、申立人の戸籍謄本により、申立人の次女は、昭和33年*月に出生したことが確認できることから、少なくとも申立期間③の一部において、申立人がD社に勤務していた可能性を否定できない。

しかし、申立人は、「長男が誕生した昭和31年*月ごろまでは、自営で店を経営していた。」としていることから、申立人が、D社に勤務していたとする期間を勘違いしている可能性を否定できない上、オンライン記録及びD社に関連する厚生年金保険の適用事業所を整理した名簿において、申立人が勤務していたとするD社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、当該名簿に記載されている申立期間③当時に適用事業所であった複数の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見て

も、申立期間③及びその前後の期間において、申立人の氏名は確認できなかった。

また、申立人をD社に紹介したとする申立人の兄は療養中であり、申立人が覚えている同僚は既に死亡していることから、事情を聴取することができない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から同年11月1日まで

私は、昭和26年4月1日にA社B支店に入社し、3、4か月間勤務してから、A社のC営業所に異動し、27年3月まで継続して勤務していた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、私のA社B支店に係る厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和26年11月1日となっており、申立期間における被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店に同じ時期に入社した同僚（いずれも申立人と同じ職種の者）二人を覚えているところ、A社は、「当社が管理している退職者名簿（退職金の算定基準となる勤務記録）では、原則として従業員が正社員となった日を記載しており、すべての従業員の入社日を記載しているものではなく、申立人の入社日は確認できないが、同僚二人の入社日は、昭和26年4月10日であることが確認できる。」としている上、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和26年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者は、「私は、昭和26年5月1日に入社したが、申立人も私と同じぐらいの時期に入社したと思う。申立人とは、寮も同じであったので覚えている。」としていることから、申立人は、少なくとも申立期間の大部分において、A社B支店に勤務していたものと推認される。

しかし、A社は、「退職者名簿によると、申立人及び申立人が同じ時期に入社したことを覚えている同僚二人の退職金の計算の基礎となる勤

務期間の開始日は、昭和 26 年 10 月 16 日となっており、申立人及び同僚二人が当社の正社員となったのは同日であると思われる。」としているところ、当該同僚二人の A 社 B 支店に係る被保険者資格取得日は、申立人と同じ日（昭和 26 年 11 月 1 日）であることが確認できる上、申立期間及びその前後の期間において、A 社 B 支店に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取することができた者のうち、申立人と同じ職種として A 社 B 支店に勤務していたとする 3 人は、いずれも「私が勤務していた期間と厚生年金保険被保険者期間は一致していない。期間はよく覚えていないが、試用期間があったと思う。」としている上、このうちの 1 人は、「4 月に入社してすぐにもらった身分証明書に『試雇』と記載されていたことを覚えている。」としていることから、A 社 B 支店は、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性を否定できない。

また、申立期間及びその前後の期間について、A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、既に確認されている申立人の記録以外に申立人の氏名は確認できない上、オンライン記録上、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる A 社（本社）に係る被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 55 年 8 月 15 日まで

私は、昭和 46 年*月に長女を出産した後の同年 8 月に、それまで勤務していた A 社（現在は、B 社）を退職した。退職した直後から、事業主の奥さんから再就職を勧められていたこともあり、子供が 2 歳になる前の 48 年*月に A 社に再就職した。

しかし、再就職後の A 社に係る私の厚生年金保険被保険者記録は、昭和 55 年 8 月 15 日からとなっていることに納得できない。申立期間の厚生年金保険料は給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に A 社の社会保険事務を担当し、かつ、現在の B 社の役員である事業主の妻及び A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の証言により、申立人は、申立期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の写しによると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は、昭和 55 年 8 月 15 日とされていることが確認できる上、前述の役員である事業主の妻は、「申立人が当社に再就職したときの被保険者資格取得日は、昭和 55 年 8 月であり、申立期間の厚生年金保険料は控除していない。」と証言している。

また、申立人は、「昭和 46 年 8 月に A 社を退職した後は、夫の扶養に入ったと思う。A 社に再就職した 48 年 4 月に健康保険証を会社からもらったかどうかは覚えていない。」としているところ、申立人の夫が申立期

間の大部分において勤務していた事業所における健康保険の記録については、その事業所が買収された後に設備のみを買い取ったとする事業所は、「書類の引き継ぎ等が無く不明である。」としている上、その事業所の健康保険組合は既に解散していることから、その記録を確認することはできないものの、申立人の夫が昭和 55 年 3 月 13 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した事業所に係るオンライン記録によると、資格取得時（昭和 55 年 3 月 13 日）に申立人は夫の健康保険の被扶養者に認定されていることが確認できることから、夫が、申立期間の大部分において勤務していた事業所においても、申立人が夫の被扶養者となっていた可能性を否定できない。

さらに、申立期間当時、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた 8 人のうちの 4 人は、いずれも「私が A 社に勤務していた期間と厚生年金保険に加入している期間が（それぞれ、2 か月から 2 年以上）異なっている。」と証言している上、そのうちの 1 人は、「私も申立人と同じように出産と育児のために A 社を昭和 51 年 1 月にいったん退職し、53 年 8 月に再就職したが、再就職したときの厚生年金保険の加入記録は平成 3 年 6 月からとなっている。」と証言していることから、当該事業所は、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性を否定できない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年9月10日から30年8月10日まで
私が所持している船員手帳により、私は、昭和28年6月6日から30年8月9日までの期間については、A社が所有するB丸に乗船していたことが確認できる。

しかし、社会保険庁（当時）の記録上、昭和28年9月10日にA社における船員保険被保険者資格を喪失したことになっており、申立期間の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間においても、A社が所有する船舶に乗っていたことは船員手帳の記録から明らかであるので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の写し及び複数の同僚の証言により、申立人は、昭和28年6月6日から30年8月9日までの期間において、A社が所有するB丸に乗船していたことが確認できる。

しかし、船舶所有者記号払出簿により、A社は、昭和29年7月21日に船員保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立期間のうち、同年7月21日から30年8月10日までの期間については、当該事業所は船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が一緒に乗船していたとする同僚2人については、A社に係る船員保険被保険者名簿で氏名を確認することができない上、申立人及び当該事業所に係る船員保険被保険者記録が確認できる複数の者は、いずれも「A社の船団には100人ぐらいの乗組員がいた。」と証言しているところ、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿によると、昭和25年8月

1日から当該事業所が船員保険の適用事業所ではなくなった29年7月21日までの期間における被保険者数は、20人未満で推移していることが確認できることから、当該事業所は、必ずしも乗船していたすべての乗組員を船員保険に加入させていたわけではなかった可能性を否定できない。

さらに、A社は既に船員保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡し、役員等も死亡又は所在不明であるほか、当該事業所に係る船員保険被保険者記録が確認できる者で申立人を覚えている複数の者から事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人の船員保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳）に記載されているA社に係る被保険者記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から同年9月5日まで

私は、昭和25年4月にA高校の定時制に入学するとともに、B社（現在は、C社）に入社した。私は、D町にあったB社の工場に勤務していたので、当時、居住していたE町からバスで通勤し、仕事が終わった後は、F町にあった学校に通学するという生活が約1年間続いた。

ところが、社会保険事務所（当時）で私の厚生年金保険被保険者記録を調べてもらったところ、私のB社に係る厚生年金保険被保険者記録は、昭和25年9月5日から26年4月19日までしかないことが分かったので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同級生でB社と一緒に勤務していたとする同僚（B社に係る被保険者期間は、昭和26年3月3日から27年10月25日まで）は、「私は、昭和25年4月にA高校の定時制に入学し、その後、申立人と友人になった。26年ごろに申立人からB社を紹介され、私もB社に勤務したので、申立人がB社に勤務していたことは間違いないが、申立人がいつごろからB社に勤務していたのかまでは分からない。」と証言している上、申立期間及びその前後の期間において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた22人は、いずれも申立人とは勤務内容等が異なることもあり、申立人を覚えておらず、申立人が当該事業所に勤務していた期間を特定できない。

また、前述の22人のうちの2人は、「私は、入社した当初は助手であったので、見習期間として厚生年金保険には加入させてもらえなかった。当時、会社はそのような取扱いをしていたと思う。申立人のことは知らな

いが、工場でも同じように、最初は、技術を身につけるための見習期間があったと思う。」、「当時は、3か月以上の試用期間又は見習期間があり、その間は、厚生年金保険には加入させてもらえなかったのではないか。」と証言しているところ、その2人の証言者がB社に入社したとする時期と被保険者資格を取得した時期は、いずれも半年以上相違していることから、申立期間当時、当該事業所は、必ずしもすべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性を否定できない。

さらに、C社は、「申立期間当時の資料が残っておらず、申立人が在職していたことを確認できないし、申立てどおりの届出、保険料控除及び保険料納付を行ったかどうか不明である。」としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 42 年 1 月 5 日まで

私は、昭和 39 年に中学校を卒業後、A市にあるB社に就職し、同年3月から43年6月まで働いていたが、社会保険庁（当時）の記録上、B社に係る私の厚生年金保険被保険者記録は、42年1月5日から43年6月14日までの期間しか確認できないことが分かったので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る労働者名簿の写しにより、申立人は、昭和39年3月24日から43年6月14日までの期間において、当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社の現在の代表取締役は、「当時の経理事務や労務を担当していたと思われる前社長は既に死亡しているので、当時の事情は分からないが、当社が保管している申立人に係る賃金台帳を見ると、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していなかったものと思われる。」としているところ、当該事業所から提出された申立人に係る賃金台帳の写しにより、申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。